雇用保険を受給することになったら

雇用保険の失業給付金は、健康保険法上収入とみなされます。
雇用保険受給資格者証の基本手当日額を確認し、健保組合へ両面コピーを提出してください。

失業給付の基本手当日額が、認定基準の日額以上となる方は［扶養取消し］となります

失業給付受給期間は被扶養者になれません。国民健康保険に加入してください。

基本手当支給開始日が被扶養者資格取消し日です。5日以内に［扶養取消し手続き］をお願いします。

対象者	認定基準	年間収入	月額	日額
59才以下		130万円未満	108,334円未満	**3,612円未満**
60才以上及び障害年金受給者		180万円未満	150,000円未満	**5,000円未満**

①自己都合退職の場合

求職申込 ▶ 待期期間 7日間 ｜ 給付制限期間 2か月間 ｜ **受給期間** ｜ 受給終了

被扶養者になれません

②特定受給資格者および特定理由離職者

求職申込 ▶ 待期期間 7日間 ｜ **受給期間** ｜ 受給終了

被扶養者になれません

③受給期間延長の場合

延長手続き ▶ 受給延長期間 最長3年 ｜ **受給期間** ｜ 受給終了

本来の受給期間を含め合計4年間延長可能

被扶養者になれません

［扶養取消しの手続き］

① 健康保険被扶養者異動届
② 雇用保険受給資格者証両面コピー
③ 資格確認書（交付されている方のみ）
④ 国民年金第3号被保険者非該当届（配偶者のみ）

［提出先］

会社（事業所）人事総務部門

被扶養者異動届記入例

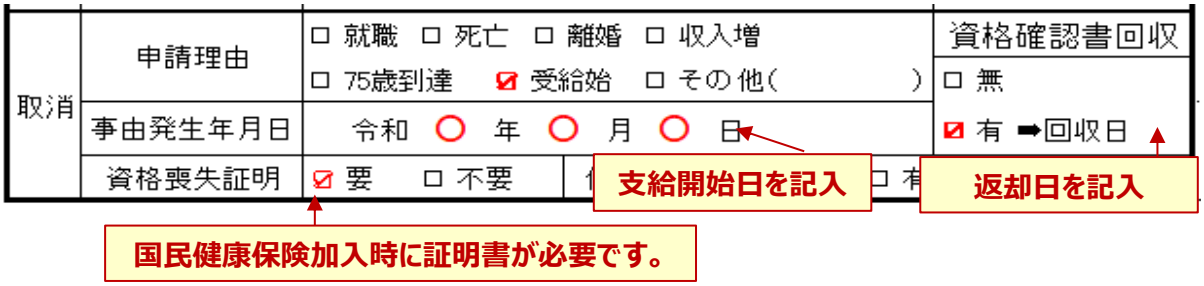

雇用保険受給終了後、改めて被扶養者とする場合は、再認定の手続きが必要です

事由発生日より１か月を経過しますと遡っての認定はできません。受給終了後速やかにお手続きください。
書類に不備があった場合、全ての書類が揃った日が受付日となりますので充分ご注意ください。